

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項 に規定する区分等を定める命令等の一部を改正する命令の概要

I 改正対象

以下の3本の共管命令の一部を改正する。

- 1 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成12年総理府・大蔵省令第41号）
- 2 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成12年総理府・大蔵省令第42号）
- 3 銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成13年内閣府・財務省令第10号）

II 改正内容

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年法律第65号）における信用金庫法（昭和26年法律第238号）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び銀行法（昭和56年法律第59号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。